

特定非営利活動法人 YNF 倫理に関する規程

(1) 基本的人権の尊重

私たちは、人権の重要性を十分に認識し、事業活動のなかで常に尊重するよう努めます。

(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）

私たちは、法令の意味するところを理解したうえでこれを大切に守り、社会的なルールや取り決めにも反することのないよう、誠実、公正を旨として倫理的に行動します。

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨みます。

(3) 私的利益追求の禁止

私たちは、取引にあたっては相手に不正な行為や利益を求めたりすることなく、公正で自由な開かれた関係を築きます。

(4) 利益相反等の防止及び開示

私たちは、利益相反がない適切なガバナンス体制を厳格に堅持し、これを組織内に徹底します。

理事の構成は、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものとします。

また、適切で透明性の高い情報の提供に努めます。

(5) 特別の利益を与える行為の禁止

私たちは、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。

特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行いません。

(6) 情報開示及び説明責任

私たちは、法令に基づく開示のほか、環境への取り組みやステークホルダーとの関係などの情報についても適切に開示を行ないます。

(7) 個人情報の保護

私たちは、業務上取得した個人情報は法令に基づき厳格に管理し、適切に取り扱います。

附則

令和3年4月1日施行

(令和3年3月18日理事会決議)